

Hiroshima NOW

10

やさしい日本語 No. 30

2024

「こども医療費補助制度」の内容が広がります

ひろしま市民と市政 9月15日号 (P3)

※「こども医療費補助制度」とは、子どもが病気になったとき、病院に払うお金を少なくすることができる制度のことです。

これまで、中学生は入院※1をしたときだけ「医療費補助制度」を受けることができました。令和7年(2025年)1月からは、中学生が病院に通院※2したときも「医療費補助制度」を受けられます。

対象になる人には、広島市役所から令和6年(2024年)12月の終わりころに、あたらしい「受給者証」を送ります。

まだ「こども医療費受給者証」を持っていない人は、住んでいる区の区役所福祉課で手続きをしてください。

	令和6年(2024年)12月まで	令和7年(2025年)1月から
入院の医療費補助	中学3年生まで	中学3年生まで
通院の医療費補助	小学6年生まで	中学3年生まで

※1 入院とは、病気やけがをなおすために病院に入ることです。

※2 通院とは、病気やけがをなおすために病院に行き、医師の診察や治療を受けることです。

◆ だれが「こども医療費制度」を受けられますか？

広島市内に住んでいて健康保険に入っている、中学3年生までの子ども

※ 保護者<子どもの父親や母親、または子どもをそだてている人>の所得<はたらいてもらうお金>が多い人は、「こども医療費制度」を受けられません。

※ つぎの人、「こども医療費制度」を受けられません。

- ・「生活保護」を受けている人
- ・「重度心身障害者医療費補助」を受けている人
- ・「ひとり親家庭等医療費補助」を受けている人



◆ 医療費の補助は どうやって受けますか？

広島県の中にある 病院で診さつを受けるとき 病院の窓口で 「子ども医療費受給者証」と 健康保険証を 見せてください。

※ つぎのようなときは あとで補助のお金を 広島市役所が振りこみます。

- ・ 広島県の外にある 病院で診さつを受けたとき
- ・ 「受給者証」をもらう前に 病院で診さつを受けたとき など
- ▶ 病院の領収書（病院に お金を払ったことがわかるもの）を 区役所の福祉課に 持ってきてください。

◆ 「子ども医療費受給者証」は どうやって 申しこみますか？

区役所の福祉課または 出張所で 手続きをしてください。申しこみをするとき 子どもの 名前が書いてある 健康保険証を 持ってきてください。

※ 広島市に あたらしく 住みはじめた人は 個人番号（マイナンバー）が わかるものが あります。つぎの どれかを持って 区役所の福祉課に 行ってください。

- ・ マイナンバーカード
- ・ 個人番号（マイナンバー）が 書いてある住民票と あなたのことを確認することがで きる書類（運転免許証や パスポート、在留カードなど）

くわしいことは、広島市役所のホームページを 見てください。

広島市役所のホームページ <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/71/3041>.....



と 問いあわせ：保険年金課 Tel. 082-504-2158